

庄内広域水道企業団企業管理規程第19号

庄内広域水道企業団水道事業用無線電話管理運用規程を次のように定める。

令和8年3月16日

庄内広域水道企業団

企業長 佐藤 聡

庄内広域水道企業団水道事業用無線電話管理運用規程

(趣旨)

第1条 庄内広域水道企業団(以下「企業団」という。)に設置する無線電話の管理運用については、電波法(昭和25年法律第131号)及び関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 基地局 移動局(携帯移動局及び車載移動局という。以下同じ。)と通信を行うため企業団の庁舎に設置した固定無線局をいう。

(2) 携帯移動局 携帯して使用する無線局をいう。

(3) 車載移動局 企業団の所有の自動車に装備した無線局をいう。

(通信事項)

第3条 無線電話による通信は、水道事業の業務に必要な事項でなければならない。

(総括管理)

第4条 無線電話の円滑な運用を図るため、総括管理者を置く。

2 総括管理者は、総務課長の職にある者が当たる。

3 総括管理者は、無線電話の管理運用の業務を総括し、関係職員を指揮監督するほか、次の業務を行うものとする。

(1) 無線設備の操作及び維持、修繕等に関すること。

(2) 無線従事者が記録する日誌等を点検し、保管すること。

(3) 故障等に関し無線従事者から報告があったときは、直ちに必要な処置をとること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、無線電話の管理運用上必要な事項

(無線従事者)

第5条 無線従事者は、特殊無線技士の資格を有する者のうちから、企業長が任命する。

2 無線従事者は、関係法令の定めるところにより、通信に関する事務を行うものとする。

3 無線従事者は、無線業務日誌(別記様式)に取り扱った通信状態等を記録しなければならない。

4 無線従事者は、無線設備の操作、保管及び整頓の責めに任ずるとともに、常に通信状態に注意し、故障があったときは、直ちに必要な処置をとり、総括管理者に報告しなければならない。

(通信員の遵守事項)

第6条 無線設備を使用して通信を行う者は、無線従事者の指示に従うとともに、関係法令を遵守しなければならない。

(運用時間)

第7条 無線の運用時間は、庄内広域水道企業団の休日を定める条例（令和8年庄内広域水道企業団条例第2号）に規定する休日を除いた日の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、非常の場合又は勤務を命ぜられた場合は、この限りでない。

(その他)

第8条 この規程の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別記様式（第5条関係）

無線業務日誌

____年 ____月 ____日(____曜日)

 自局名称

サービス時間		使用電波	
氏名			

相手局呼出名称	通信回数	通信事項 1 災害 2 維持管理 3 その他	通信状況			避難、緊急、安全通信 及び電波法第74条第 1項の通信の実施状 況	備考
			空電	混信	感度		
特記事項		通信状況 空電 1 妨げられていない 2 3 4 5 非常に強い妨げ 混信 1 混信を受けてない 2 3 4 5 非常に強い混信 感度 1 悪い 2 かなり悪い 3 4 5 非常に良い					